

(第四部)

第二回参議院司法委員会會議録第三十五号

(二六八)

昭和二十三年六月三日(木曜日)午前十一時四十三分開会

本日の会議に付した事件

○裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査の件

(尾津事件に關し証言あり)

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(伊藤修吉) ではこれより裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査会を開きます。本日は百崎さんと西山さん、それから村田さんの三証人の証言をお願いすることにいたします。

本日、証人の方に御出願願いましたのは、お聞きのような題目の事件について調査する必要上御出願を願つた次第であります。先ず御証言願う前に宣誓をして頂くことになつておりますから、宣誓書を御朗読願つて御証言願います。

(総員起立、証人は次のようにに宣誓を行なつた)

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 百崎保太郎

宣誓書
良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 西山 義次

○委員長 では百崎さんからお伺いしたいと思ひます。西山さん恐れ入

りますが、控室でお待ち願ひます。偽証の制裁がありますから御注意申上げて置きます。

○証人(百崎保太郎) はい。

○委員長 お年は。

○証人 明治十三年生れ、六十九歳であります。

○委員長 弁護士をなさつていらつしやいますか。

○証人 さうでございます。

○委員長 尾津喜之助と本件の事件が起る前に面識はおありなんですか。

○証人 少しもございません。

○委員長 あなたが尾津のマーケットの土地問題について地主より委任を受けたのはいつ頃のことですか。

○証人 尾津に対する事件として受けましたのが二十一年の四月の七日でありまして、今のマーケットの事務をとるようになりましてのは、昨年の十月の十三日に地方裁判所の調停事件で調停が成り立ちました以来でございます。

○委員長 あなたが依頼を受けられた当時の尾津組の財力とか勢力とかいうものに對しては、どういふお考でありますか。

○証人 内部のことは、當時は私は余りにその方面に關係しておりませんで、ただ尾津と交渉をするというだけでございます。財産の關係であるとか、或いは財産はどこにどういふのがあるとか、或いはどういふ子分があつて、どういふ人がそこにおるといふことは當時は知りませんでした。段々と

私の使いました庄司新三郎という者を介して尾津と話し、あの不法占拠になつておる土地を明け渡して貰うということを交渉させておりました。その間に大したことは余り聞きませんでした。が、なか／＼子分が深山あつて勢力を張つておるといふことだけは聞きまして、財産上のことについては何ら聞いておりません。

○委員長 勢力を張つておるといふのはどの程度ですか。

○証人 露天商の組合長であるとかいうようなことを申しておりました。つまりあの近傍で子分が多数で、直結の者が四百人もおる。それから配下と申しますが、そういうものが一万余人かおるといふことを聞いておりました。

それから高野房夫という人に会いましたときに、何でも東京の關東の親分、子分と申しますか、百二十三人の集合して、彼を自分が骨を折つて組合長にしてやつたとか、そういう程度のことを聞いておつただけでございます。

○委員長 あなたは、受理されました事件の解決のために、大体どんな方法が妥当であると思つて御進行になつたのですか。

○証人 とにかく地主及びその地主から土地を借りておる人が何ら収入がないのでございまして、そしてあそこは御承知の通りに相当物の賣行きのいい所でありまして、ただでございまして早くあの土地を返して貰う。當時はあの家屋はまだ尾津喜之助の名義になつてお

りましたので、勿論私があの土地の明渡しを請求するのでありますから、直ちに仮処分というものをいたして置きまして、それによつてこの明渡しのことだけを一途に請求しておりました次第であります。

○委員長 方法はどういふような方法をお探りになつたのですか、全体的に。

○証人 全体的に申しますと、民事の訴えを起しましたし、他の方面では、彼があの土地を占拠いたしました當時、又その後占拠後においてたび／＼地主達が交渉しまして、そのときに相當の恐喝や威嚇をしたといふことを聞きまして、それで二十一年の八月十七日附を以て告訴を先づいたしました。

それから九月十六日附を以て民事の明渡しの訴を地方裁判所に提出いたしました。その告訴は淀橋の警察署に提出いたしましたので、これは淀橋の警察署長は當時は宮内という人でしたか、或いは宮内という人でなく中山という人になつておりましたか、今ちよつと書面がありませんが分りませんが、中山であつたかとも思ひます。そちらの方から、自分の署に告訴状を出し呉れ、こういうことを言われまして、普通は検事局に出すのが私のやり方なのでございましてけれども、警察なんかに出さないで……と。ところが、警察に出して呉れという署長の希望でありましたために、或いはその方が早く事件の進行が進むであらうということを考えましたために、告訴状

は淀橋の警察署に先ず出しました。そしてそれによつて取調べを行進させて貰ひ、民事の方の明渡しの訴とこの二方法によつてやつたようなわけでありました。

○委員長 その淀橋の方に出して呉れといふのは、どういふわけであつたのでしょうか。

○証人 それは私の推測であります。署長から出してくれという理由を聞いたのでありませんから分りませんが、多分自分の配下に居る、自分の管轄内に居る人だから、自分のところに置いて呉れた方が調べが早く進むといふことでも考えられたのか、要するに私の方ではどこでも成るべく早く調べをして貰いたいといふのが私の希望でございますから、それですから、そこが早く調べられるだらうと思つてそれを出しましたので……。

○委員長 署長と告訴状を提出する事前にお話があつたのですか。

○証人 さうでございます。告訴状を出すのが、どこに出したらよからうか、あなたの方に出したらいいか、直接検事局に出したらいいかといふことを話し合いましたところが、それに対して私の方に先ず出して下さいといふようなことでしたから、淀橋警察署宛に出しました。

○委員長 検事局にはお出しにならなかつたのですか。

○証人 検事局にはお出しません。警察署の方の取調べが進みまして、それから警視廳の方に廻り、そして警視廳の

方で又取調べられて、それが検事局の方に向つて、それまでのうちに大分時間が経ち、今申上げました通りに八月十七日に出しました。尚その年内に一向検事局の方に書類が廻りませんので、警視廳の方にだけ私が足を運びましたか、又警察の方に私が رفتて、いろいろなる意味の奮闘をしまし、警視廳の方にも رفتて、早く取調べを進行して貰いたいということも申しましたらば、明けた二十二二年になつてからだと思ひますが、検事局の方へ廻つていくことを聞きまして、そのときの上席であります、何と云ふか、上席に会いましたらば、今その記録を見ておるからということでありました。見ておると言われたが、又更にもう一度検事局の方へ余り時間が経たない二三日の後でございましたか行きまして、又警視廳の方へ記録が廻つていくということでしたから、検事局の方には廻つた書類が又更に警視廳に行くとどういふことであるかと思つて、実は又警視廳の方に参りまして、そうしてこれの主任をしておりまして、鈴木警部補に會つて、そうして進行して貰ういろいろ事情等を申して帰つたような次第でございます。

○委員長 その上席にお会いになつたのはいつ頃ですか。

○證人 日誌に書いてありますが、そのときはいつでございましたか、二十二年の初め頃、一月か二月頃でなかつたかと思つております。要するに、起訴になりましたのは六月二十五日でございます。それから、二月頃ではなかつたかと思つておりますが、日誌を見ればすぐ分ります。私の日誌にはいつ面会し

たかということを書いてあります。

○委員長 あなたが告訴の手続をなすつて、いわゆる起訴になるまでの間非常な長時間を要しております。それはどういふわけでございますか。

○證人 そのわけは、内部のことでございます。それから分りませんが、いろいろと彼の勢力等に検事局……検事局が手控えなさるといふことは考えておりませんが、警察等では或いはそういう手控えがあつたのではなからうかという匂いがいたしました。それで私は殆んど三日にあげずぐらいは警視廳の方に鈴木警部補のところに行つておりました。段々余り行くのもうるさいと思つてはいかんとおりましたから、暫く足を運んでおりませんでしたら、或るときに鈴木警部補が、どうしてお出で下されませんかといううなことを言つたこともあります。とにかく鈴木警部補としては相当力を入れておられたようでありまして、もう少し早く進行をして貰ふなければ困るということを、私行したに少しうるさいぐらに申しておりますが、何故に進行しないかは、本人相手の、つまり鈴木警部補等から聴きませんし、聴いても申される暇合のものではありませんので聴きません。が、とにかく八月の十七日に告訴状を出して、その翌年の六月二十五日に起訴があつたという、時間がかつたのであります。御承知の通り告訴についてはどうも警察或いは検事局等は時間がかかるのが普通でございます。何が故に普通であるか分りませんが、とにかく弁護士が代理となつて告訴をいたしました事件は、警察あたりから出ました記録は直ちに起訴の手続

に及びますけれども、弁護士の代理人からの起訴状の書類はそんなに早くしないのが、今まで私の聞いておるところでは例というぐらに遅いのであります。

○委員長 淀橋の警察は取調べは進行したのですか。

○證人 淀橋の警察では割合に早く進行しておつたやうでございますが、渡辺主任が関係者を……私が三回か四回行つて事情を述べ、又調書も作りまして、淀橋の警察では私がどん／＼進行して呉れということを言いましたので、渡辺主任は相当進めて呉れておつたやうに見えました。

○委員長 検事局の方はどうでしたか。

○證人 検事局の方に参りましてからは、一時係の検事は二回ばかり替つておられます。それから最後に起訴されました高木一検事になりましたから、私高木検事に、この事件は私も実は身になつて、いわゆる老後の最後のお務めというつもりで私はこの事件に掛かつておるのである、いわゆるこういふ首領及び親分株の者を、これをとつちめられないやうなことであつたならば、甚だ検事局あたりのお取調べに我々が信頼を置けないということになつて来る。又こういうのを取調べれば、あとの小さいチンピラ共は直ちに、社会を不安に陥れることなく、取締は十分できるだらうと思つてから、その意味で一つしつかりやつて貰いたいというにと高木検事に申しましたら、高木検事も、それだけあなたが検身に掛かつてやるという御決心ならば、私も相当に考えてやりますからと、こういうことであります。それで少し私言

過ぎるかと思つておりましたけれど、あなたがそういう検身になつて私がやるというのを快く受けられたことは甚だ感謝いたします。併しながら或いはこの人の、被告人の裏には相当の人がおるやうかと私は考えるから、あなたがよく起訴になつて土壇場になつたら、或いは大物によつて圧迫を受けられるやうな虞れがないとも限りません。さういふ言葉を使ひました。そうしたら高木検事は、如何なる人が或いはどういふやうに自分を圧迫しようが、すべて私が上官から私の処理に委ねるといふことで委せられておりますから、如何なる圧迫が来ましても、罪があると自分が確信を得たならば、必ず起訴しますというやうな言葉も高木検事は言われました。それで私は安心して高木検事に全部お取調べを委してしまつたというやうな次第でございます。

○委員長 仮処分の方はどうなりましたか。

○證人 仮処分は、二回尾津に対して仮処分をいたしました。それは二十一年の九月七日の申請によつて許可されました。九日に行なつたのであります。そのときに私に対して、私はそのとき初めて尾津とは会つたのでございませう。ところが、私は尾津の顔も知りません。そうすると、淀橋の尾津の事務所に参りまして、成るべく、私は前から聞いておりました通り、相當に短氣な人だということを知りました。それから、又私が近付けば必ず何かと粗暴なことがありはしますまいかという考えを持つておりましたから、私は執達吏だけを廻しておいて、私は玄関の所で待つておりましたら、執達吏が

ちよつと入つて下さいということを申しましたので入りまして、丁度尾津が私が入つておる席に入つて来まして、そうしていきなり右の手を突き出して、くつとやつて、それから自分が立ち上つて、左の手を差し出して、総員招集しろということをしめて、さうして私に右の手で突つかけて来た。で、総員招集というときに、私はその前に高野房次君に会ひましたときに、どうも短氣で直ぐドスを

見せ付ける癖があるからということを知りておりましたので、尚そのときに何でも隙み込みの予防か、或いは隙み込みに待機してか、十五人を一組にする、さういふ隊が何か十ぐらいてきておるといふことを高野君から聞いておりました。が、その隊長でも呼んだのだと、実は多少内心恐れを抱いておりましたが、併しここでいろいろな腰の弱いことをしてはいかんとおりました。私は多少苦笑をして、尾津君、親分、あなたは五十足らずの、今、日の出の勢いの青年実業家じやないか、私はお見掛けの通りの老いぼれの七十近くの精進僧だ、この私とあなたが命のやり取りなんか、少し喧嘩の音が悪くないかというのを、私が苦笑しながら申しましたところ、おだてなうふうに感じましたか、おだてなと言ふだけで、それからどうも落ち着かない態度をしておりましたので、はあ、思つただけの、さう大した度胸の人でない、私はそのとき直感しまして、さうして暫くすると、又何か宴會に行くのだと言つて、會計から金を、そのとき何でも七千六百円か、ちよつと出せと言つて、さうしてそれを持つて出て行つてしまひまし

く分ります。私の日記にはいつ面会し

から出ました記録は直ちに起訴の手續

うことであります。それで少し私言

の所で待つておりましたら、執達吏が

それを持つて出て行つてしまいまし

て、あとで副組長と申しておりました

が、岡戸と交渉しまして、成るべく、

こうして親分も興奮しておりますか

ら、今日だけ一つ仮処分の執行を延期

して呉れませんか、必ず私があなたの

目的を達せられるようにいたしますか

ら、又よく私が説明してやれば、程か

にあたる仮処分の執行ができましょ

うから、こういうことでありますした

で、言葉を盡してのことでしたから、

それでは明後日十一日の午後五時ま

で……明後日五時までにあなたの方か

ら何分の返事がなければ、十一日に來

て必ず執行をするからと申うて、その

日は先ず延期の形にして帰りました。

そうして十一日に一應の仮処分も済ん

でしましました。仮処分に対しては、

まあその後でも別のなにをいたしまし

たが、仮処分といたしましてはそうい

うことであります。

○委員長 仮処分執行についてはいろ

いろの騒擾というものは起らなかったの

ですか。仮処分執行に際して騒擾とか

いろ／＼脅迫とか、そういう事実は起

らなかったのですか。

○證人 仮処分については、岡戸が私

に必ず機かいたしますからというこ

とを申しましたので、そのときに、い

ろいろ第三國人をすつとあそこに並べ

てしまえば、あなたがどんなにやろう

としましてもやれませんぞというよう

なことを申しましたが……

と、そういうことで、帰りますとき

に、警察の方に前以て私何か危害を加

えられることがありはすまいかと思

いましたから、行きます前にも警察署長

に、山中でしたが、その署長に会つ

て、今から執行に行くということを申

したので、何でも五六人の防犯係を遠

巻に私の身辺を保護しておつて呉れた

というのでございまして。それで帰り

に、それが延期になりましたから又警

察の方へ立寄りまして、今日はこうい

うことで延期にしましたというこ

を私申しましたら、署長も、それで

は私が直接又尾津に会いまして、そ

うして機かいた執行を受けるように、私

かも申し聴かせますからということ

でございまして。要するに九日、翌日

十日に、あとで聞きましてらば、署長

が尾津に、直接本人に会つて、そう

して執行するだけは、これは裁判所の命

令だから、それを拒んではいかんとい

うことを申聞かしたということであ

つて聞きまして。それで次の執行には何

らのことなく順調に執行ができてしま

いました。

○委員長 尾津の訴訟の進行はどう

ですか。

○證人 民事の訴訟の進行は、二十二

年の二月十四日でしたが、第一回で

ございましてが、第一回のときであり

ました。そのときには変更はなかつた

と思つておりますが、第一回は、大概御

承知の通り歩が悪いと被告の方で延期

するのが普通なんです、なにしない

で、直ちに審理に入つたと思ひます。

勿論第一回、二回までは非公式に裁判

長が事情を聴かれて、それから弁論の

日が又更に指定されましたのですか

ら、それは先方から延ばしたのじやな

くして、裁判所がいろ／＼準備的に聴

かれて、裁判所が延期されたのですか

ら、で、そのときに、いよく／＼本當に

弁論が始りますときに、上條弁護士が

私を法廷外にちよつと呼びましたか

ら……上條弁護士に私はそのとき初め

てでした。そうして廊下で言ひますに

は、明け渡さざることを條件にして話

合をするという用意はある、この事

件は五六年は必ず引張つて見せる、こ

ういふ言葉を言われました。それで私

は明け渡さざることを條件にしてとい

う話ならば話をする必要はない、自分

としては明け渡して貰うということ

を、期限等についてのこの話合ひを

してもよろしいのだけれども、初めか

ら明け渡さざることを條件としてと

う言つて法廷に入りまして、段々次

の期日の指定について、五人の弁護士

がついておつて、あれが悪いとかこれ

が悪いと言つて期日の指定を段々延ば

されますので、甚だ年甲斐がないかも

知れませんが、暴露戦術式に裁判長

に、相手方は、被告は延ばすというこ

との作戦をやつておるので、期日を五

人の人が一人々々いいとなると、一年

かかつても或いは期日の指定ができな

いかも知れない、ですから当事者の都

合のいい日を裁判長はお聞き下さらな

いで、裁判長の職権によつていつとい

うことを端的にお決めを願ひたいと、

こう申しました。ところが、佐久間弁

護士が延期とか何とかいうことはそん

なことではないと、こゝ言ひましたか

ら、今現に廊下で上條弁護士がこの事

件は必ず五六年引張つて見せるという

ことをはつきり言つた、それだからし

て、この事件は理由の云々でなくし

て、ただ延期すればいいというので訴

訟に應じておると見るより外に方法

はないと、私余り或いは言い過ぎたか

も知れませんが、そう申ししたのでござ

いました。二回三回やつておりますう

ちに、証人申請等があつて、そうして

裁判所が証人を許すということになり

まして、二月十七日附を以て調停の申

立が被告尾津の方から出ました。それ

が段々何回も調停の日を指定されまし

て、そうして先程申します十月十三日

に漸く調停の申立てが、双方話合ひ

してできたのであります、それに

いては、その前の九月十四日でござ

います、岡戸と野村専太郎君が私の宅

を訪れまして、そうして何とか一つこの

際調停が成り立つようにお骨折を願

ひたい、そういうことを言つて來られ

ましたので、そうして、條件を聞きまし

たらば、成るべく明け渡します、但し

一年と三ヶ月、つまり二十三年の十二

月まで置かせて呉れというような話で

ありました。それが今は九月だから

は、一年だけの延期ということだけに

は私が骨を折ろう、そうして外の條件

はどういうような条件かと言ひました

ところが、あそここの収入が八十万円

あるけれども、その八十万円を、経費

を差し引いて切半でやつて呉れ、こ

うことであります。それからまあ一

軒一軒の所には行けませんから、依頼

人、地主等を集めて、そうしてこ

ういふ條件で来たのだが、和合の條件

として、庄司何某を介して交渉なさつた

ことはありませんか。

○證人 裁判所の方につきましては、

庄司を介したことはありません。

○委員長 調停外でも。

○證人 調停外でも……つまり私が訴を起したのが、今申しますれば二十一年の告訴が八月、民事が九月、七月の七日頃までどうも見込がありませんでしたので、ただ延ばされるだけになりますので、地主は延ばされるという事を非常に苦痛に考えておられますから、できるだけ早く、どうしてもできないという見込がなければ早く訴訟等しなければいかん、結論に早く達する方式を取らなければいかんと見ましたので、庄司を介して、庄司新三郎を介して尾津と交渉させましたのが、最後が七月七日であつたと思ひます。訴訟を起しましてからは、どうせ彼が行つても駄目でございますから、又庄司自身も、先生駄目でございますから、訴訟を起させるより外にないでしようということでありましたので、実は訴を起したと、こういうことでございます。

○委員 庄司新三郎と尾津との交渉の経過について、簡単に話を願ひたい。

○證人 庄司は実は私、渡辺鐵造君の關係から庄司を知るようになりました。庄司が何かこのことを入れた方が穩かに行きませんかと彼に話しましたところが、あなたが直接尾津とお会いになりますと殺氣立つ、私が仲に入つた方がよろしいでしようということをや彼が申しましたので、それでは明け渡しをして貰うように一應……一度や二度ではこれは明け渡すまい、相当収入のある所だから、それを捨てるということになれば一回、二回ではいかん、根氣よく行つて、そうしてできるだけ先方の神経を尖らせないようにして、そうして話して来いということをやりましたので、何でも七八回行つて交渉をしております。その交渉のたびに報告をしておりますが、やはり今申上げます通り、どうしても庄司自身に對しても大分脅喝、威嚇をしております。そうしてそれに、こういうことを言え、地主は温泉あたりに行つて骨休みをして来い、今子分達は荒立つておるから、氣が立つておるからというこゝとまで言つて、これを地主に聞かせろというふうな事実も報告しましたので、告訴の中にはそういう事実を告訴事実として明示されておるのであります。それで最後にどうしてもできませんというので、七月七日提起をしてしまつたと、これだけでございます。

○委員 その他庄司に對しまして尾津側において暴行脅迫したような事実があるのですか。

○證人 しまいはそんな脅迫という事実はなかつたのではなからうかと思つております。行きます間に、二三次の間には、命にのしを付けて来たかというふうなことを言つたようにも庄司は報告しておりました。五六回か七八回行つておりますという報告でございます。その間にそういう言葉も言つたことも報告しましたし、それもしまひになつては或いは庄司をなめておりましたか、そう脅かすだけの價値もないと思ひましたか、そういうことはなかつたように報告を受けております。

○委員 庄司を脅かしたのは二回くらいですね。

○證人 二回か三回ですね。

○委員 今おつしやつたのは二回でございますね。

○證人 さうでございます。告訴狀には二回くらいと書いておつたと思つておりますが、そうして庄司を介して地主を又威迫をして、先程申しましたように少し思ひ通りに温泉にでも行つたらどうだろうか、今子分達が気分を荒立てておるからというふうなことも報告を受けたのであります。

○委員 それは、その意味はどういうことになるのですか。

○證人 余り進んでこちらに明渡しを請求すれば、何か一騒動起るぞという意味に私は取りました。

○委員 あなたが事件を最初担任されてから今日に至るまで、尾津自身が若しくは尾津の身内から暴力的な行爲に出でられたとか、或いは威迫を受けたとか、そういうことはあるのですか。

○證人 私自身には、先程申しました尾津自身が、私に二十一年の九月にいたしました以外には別にそういうことはございせん。それから又外の子分達からも、今の岡戸が執行のときに先程申しましたような、第三國人をすつとあそこ立たせれば執行ができますんよと言つた以外には何もございせん。

○委員 あなたとの關係者、例えば本人に對してとか或いはあなたの方の申請した証人とか、そういう者に對してはどうですか。

○證人 私の依頼人に對しては、私が解任いたします前、二十年の暮から二十一年の初めにかけては、先程申しますように大分威迫しておつたのです。が、解任しましてからは、もう本人達もこわくて近寄りません。それで近寄りませんので、何ら出て来てまでやるというふうなことはなかつたです。から、本人達には何もそういうことはありませんでした。

○委員 民事法廷やなんかでは、そういうふうな子分やなんかを押つけて来て示威的な行動に出るということはありませんでしたか。

○證人 民事法廷は二回か三回だけでございます。皆地主達が傍聴に来ておりましたが、明らかにそういう氣配は見えませんでした。ただ今一つと記憶を喚起しましたのですが、彼が昨年の総選挙のときに、総選挙中にやはり調停の期日がありましたので、突然私に調停の席上で、百騎、貴様、俺の選挙を妨害したのか、ということをお前に申したことがありました。それで私、一体何を根拠としてお前は選挙を妨害するといふようなことを言うのかと、こゝろやり返しました。佐伯主任判事が、この席上でそんなことを言つちやいかんといふようなことを、叱るような態度で言われましたので、別にその席でも荒立つようなことはありませんでしたが、後で地主の人達から聞きまして、子分あたりがいつでも三四人ついて来ておりましたが、私を指さして、あいつの顔を覚えておけ、ということをや尾津が言つていたことを地主から後で聞きました。それでまあ直接私に言つたのはそれだけでございまして、どうするかと思つておりましたところ、別にそれによつて子分が私に何らかの危害を加えるというふうなことはございせん。

○委員 若しくは脅迫の手紙をよこすといふようなことはなかつたのですか。

○證人 そんなことはありません。ただ手紙は私には、明渡しの内容証明を出したときに、仲間の人を地上から拭い去る、この人を地上から……これは柴田豊造、それは闇の商賣をしておるから、こういう者は地上から拭い去るというふうな意味のことを書いた手紙、それが或いは脅迫といわれれば脅迫のこと、後はちよつと法律的には訳の分らんような勝手なことを言つて来ておりました。それは併し脅迫のものではない、ちよつと勝手な手前味噌のやうなことを言つた手紙が来ただけで、それ以外には何も手紙は参りません。

○委員 尾津が執行停止で一度出たことがありましたね、そのときはどういふ御感想でしたか。

○證人 実は私そのときちよつと案外でございました。ああいうのをどうして出したのか、調べが進んで証人等々の腹もないといふことだらうと思つておりましたが、実は保釈になつたことを聞きまして、案外に考へておりました。そうしておるうちに、直ちにその停止が又解除されて、又收容されたといふことを聞きまして、聞いてたのか、新聞で見ましたのか、それで裁判長の松本判事に私面会に行きました。保釈を取消されたようですね、どういふ理由でお取消になつたのですかといふことを聞きました。そうしたら住居違反で取消したといふことでしたから、住居違反だけでは、こゝろ又私に聞かされたら、それ以外のことは聞いて呉れるなというやうな態度でございまして、それだけで引下りまして、ちよつと保釈のことについて、私は、私としてはどういふ理由で保釈にしたのか多少意外に考へておりました。

○委員 民事法廷やなんかでは、そういうふうな子分やなんかを押つけて来て示威的な行動に出るということはありませんでしたか。

○證人 民事法廷は二回か三回だけでございます。皆地主達が傍聴に来ておりましたが、明らかにそういう氣配は見えませんでした。ただ今一つと記憶を喚起しましたのですが、彼が昨年の総選挙のときに、総選挙中にやはり調停の期日がありましたので、突然私に調停の席上で、百騎、貴様、俺の選挙を妨害したのか、ということをお前に申したことがありました。それで私、一体何を根拠としてお前は選挙を妨害するといふようなことを言うのかと、こゝろやり返しました。佐伯主任判事が、この席上でそんなことを言つちやいかんといふようなことを、叱るような態度で言われましたので、別にその席でも荒立つようなことはありませんでしたが、後で地主の人達から聞きまして、子分あたりがいつでも三四人ついて来ておりましたが、私を指さして、あいつの顔を覚えておけ、ということをや尾津が言つていたことを地主から後で聞きました。それでまあ直接私に言つたのはそれだけでございまして、どうするかと思つておりましたところ、別にそれによつて子分が私に何らかの危害を加えるというふうなことはございせん。

○委員 若しくは脅迫の手紙をよこすといふようなことはなかつたのですか。

○證人 そんなことはありません。ただ手紙は私には、明渡しの内容証明を出したときに、仲間の人を地上から拭い去る、この人を地上から……これは柴田豊造、それは闇の商賣をしておるから、こういう者は地上から拭い去るというふうな意味のことを書いた手紙、それが或いは脅迫といわれれば脅迫のこと、後はちよつと法律的には訳の分らんような勝手なことを言つて来ておりました。それは併し脅迫のものではない、ちよつと勝手な手前味噌のやうなことを言つた手紙が来ただけで、それ以外には何も手紙は参りません。

○委員 尾津が執行停止で一度出たことがありましたね、そのときはどういふ御感想でしたか。

○證人 実は私そのときちよつと案外でございました。ああいうのをどうして出したのか、調べが進んで証人等々の腹もないといふことだらうと思つておりましたが、実は保釈になつたことを聞きまして、案外に考へておりました。そうしておるうちに、直ちにその停止が又解除されて、又收容されたといふことを聞きまして、聞いてたのか、新聞で見ましたのか、それで裁判長の松本判事に私面会に行きました。保釈を取消されたようですね、どういふ理由でお取消になつたのですかといふことを聞きました。そうしたら住居違反で取消したといふことでしたから、住居違反だけでは、こゝろ又私に聞かされたら、それ以外のことは聞いて呉れるなというやうな態度でございまして、それだけで引下りまして、ちよつと保釈のことについて、私は、私としてはどういふ理由で保釈にしたのか多少意外に考へておりました。

○委員 民事法廷やなんかでは、そういうふうな子分やなんかを押つけて来て示威的な行動に出るということはありませんでしたか。

○證人 民事法廷は二回か三回だけでございます。皆地主達が傍聴に来ておりましたが、明らかにそういう氣配は見えませんでした。ただ今一つと記憶を喚起しましたのですが、彼が昨年の総選挙のときに、総選挙中にやはり調停の期日がありましたので、突然私に調停の席上で、百騎、貴様、俺の選挙を妨害したのか、ということをお前に申したことがありました。それで私、一体何を根拠としてお前は選挙を妨害するといふようなことを言うのかと、こゝろやり返しました。佐伯主任判事が、この席上でそんなことを言つちやいかんといふようなことを、叱るような態度で言われましたので、別にその席でも荒立つようなことはありませんでしたが、後で地主の人達から聞きまして、子分あたりがいつでも三四人ついて来ておりましたが、私を指さして、あいつの顔を覚えておけ、ということをや尾津が言つていたことを地主から後で聞きました。それでまあ直接私に言つたのはそれだけでございまして、どうするかと思つておりましたところ、別にそれによつて子分が私に何らかの危害を加えるというふうなことはございせん。

7
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843

むを得ませんから、その解除をしなればならんで、五百五十万円の金を地主達が作りまして、解除してしまつた。そうしてそれから段々と尙それに引續いていろいろの問題が起つております。今日もその話で、裁判所に行つておりました、ちよつと滞りましたら、こつちから電話があつたといふことでありますから、こちらに参りました次号で、それで、これから裁判所に行かなければならないようなわけです。そういう事情があつて差繰つて罷り出た次第であります。

○委員 そうですね、調停の履行といふことが容易でないわけですね。
○証人 そうでございます。今日もちよつと又問題が一つ起りまして、その調停の五月三十日に明渡し、地主がその占有を回復するといふことがちよつと困難な状況になつてしまひました。
○委員 どうもお忙しいところを恐れ入りました。

〔証人 西山義次君席〕
○委員 (伊藤修君) 御存じでしようけれども、偽証の制裁がありますからどうぞ。……お名前は何とおつしやいますか。
○証人 (西山義次君) 西山義次と申します。

○委員 どうぞお掛け下さい。お年はお幾つですか。
○証人 四十二歳、明治四十年三月十日。

○委員 あなたは東京地方裁判所の検事をお勤めになつていらつしやつたんですね。
○証人 ええ。昭和十六年九月一日附で区裁判所検事局、それから昭和二十年の二月に地方検事局に出ました。それから二十一年十一月まで勤めておりました。

○委員 あなたは尾津喜之助といふ頃から面識があらになつたんですか。
○証人 最初昭和十七年の末か十八年に掛かつておつたと思ひます。多分昭和十八年に入つておつたと思ひます。私が区裁判所検事局の一部におつたとき、中野警察で検挙しました賭博事件の關係が最初であります。

○委員 それから尾津とお会いになつたのは、どういふような事項があらですか。
○証人 ちよつとその当時の事情を少し申上げますが、その事件と申しますのは、当時私一部におりましたので、淀橋、中野方面はたしか普通部の第二部に属しておつたので、私の担当する事件ではなかつたのですが、何でも身内の者ばかりだと思ひました、露店商の十数名か二十名前後の賭博現行犯事件として送局になつた。で、主任検事はまだ余りさういつた事件に経験が深くなかつたといふので、たしか当時の次席だろつと思ひますが、これはいわけゆるテキ屋の身内が相当ある事件だから、拘留して調べ、現行犯で来たのを、そのまま現行犯手続を檢事拘留に直しまして、さうして事件の調べが始つて、三四月経つてからじやないかと思ひます。中にどうも全部やつておるといふか、やつていない者もおるやうな事件だ、何しろ人数が多くて、係檢事少し手傳つてやらないかといふ話がありました、私ともう一名どなたでしたか、当時十七年のあは春頃から私は少し主だつた賭博暴力團の事件に手

がけておりましたから、ではやりましようとして受けて、その事件を續から應援してやつたわけですね。ところが、確かに二三やつておらない人がおつて、これを嫌疑なしで不起訴にして、残り全部を略式でその主任検事の面前で起訴したと覚えております。何しろ当時拘留して調べておりました、釈放になつた次の日に何かモーニングかなんか着込んで挨拶に来た。そしていろいろ話をした。それがきっかけになりました。区裁判所検事局に……この頃はさうですね、三月に一回か、別にこれといふ陳情がましいことは、いつでもあります。が、出入りしておりました。地方検事局に替りましてから、私はちよつと込み入つた事件をやつた關係もありまして、二三回くらい役所に來ておりません。さういつたいきさつです。それから、最初の事件がちよつと纏れた關係で、私は特に印象付けられております。

○委員 それは訪問したのは別に特段の用事はなかつたのですか。
○証人 はあ。

○委員 尾津の訪問したのは……。
○証人 それは尾津がやつて來て非常に、何といひますか、感謝をして、やつていない者はやつていない者で、やつていない者はやつていない者で、よく見分けをつけた、こつちやつていました。

○委員 その後区裁判所検事、それから地方の検事局に御在任中に、何かあなたの方に別に用事のあつたことは、いつでもありませんか。
○証人 いつでも先生々と言つて空に寄るというやうなことで……。その事件と申しますのも、どうも全部調べましたところ、二三人だつたでしょう

か、確かにやつていない人があるのです。ところが、どうしても警察でも白をしておりまして、檢事の拘留のときの訊問に際しても白をしておる。その後にも白をしておるが、どうもやつていないといふやうな事件でした。それでどうも私やつていない者を起訴しては、非常に上告になると困ると思つたので、いろいろ話を聞いて見ます。と、何でも四十八時間内の時間内に、警察でこの記録を間に合わせるために、二三やつてない者もあつて、どうもうまく行かないといふので、尾津氏が鶴の一声で、余り手数を掛けちゃいかんといふので、みんな來たので、特に印象付けられております。

○委員 あなたの個人的にお附合ひといふのは。
○証人 個人的と申しますと、最初に何といひますか、個人的に会いましたのは、その年の十八年の秋口じやないかと思ひますが、当時私二部に替つておりましたが、何ですか、淀橋警察署の監視巡査だと思ひます、召集が参りまして、應召するので、検事局から送別会に誰か出て呉れといふ話がありまして、焼けてしまつた後どうなつておるか分りませんが、何でも駅前直ぐこちらへ來たビヤホールの二階で、刑事係、司法係の送別会があつたんです。そこへ参りますと、始まつて暫くすると、先生やつて來たもので、それから、僕は当時の主任が部長に、一体警察の送別会に土地の人が出るのか、何人出るのかと聞いて見たところ、いや今日は誰も出ない、一人も出ない、併しこの近くにいるので、先生やつて來たのだといふので、僕はそれはまずいと言つて、もうほんの何といひ

ますか、最後の方でございましたが、別に摘みものとビールを出すといふやうな程度の会だつたんですが、私然るべく自分の会費を拂つて、そこを出ました。それがまあ個人的と申しますか、役所の建物以外における最初の附合ひです。

○委員 尾津の家を訪問されたやうなことがあるのではないのですか。
○証人 一度、私が東京の検事局を、二十一年の十一月何日か忘れまして、出まして、千葉縣松戸の……當時一人で有名無実でしたが、上席檢事といふことで参りました。そのとき、参つた年の年末か正月かと思ひますが、私、満洲から當時弟が引揚げて参つておりました、それを連れて、あの辺をぶら／＼しておるときに、どうだ一編かういふ方面の人物に紹介して見ようかと言つておりました。正月か年末か覚えてませんが、健康状態から、何でも体をこわしたとかで弱つておるときでした。それで自宅、自宅といふのは新宿の事務所の横を入つた左側です。

○委員 当時もう尾津の事件が取調べが開始されておるわけですがね。さういふことについてお話がなかつたのですか。
○証人 いや全然知りませんです。

○委員 あなたが訪問されたときには、
○証人 二十一年の十一月ですが、去年の八月に今の所へ來たのですから、その前年です。

○委員 問題は公にはなつておりませんが、問題はすでに起つておるんですがね。
○証人 それは全然知りませんです。

で区裁判所検事局、それから昭和二十年の二月に地方検事局に出ました。それは少し主だった賭博暴力團の事件に手

たが、当時十七年のあけは春頃から私

○證人 それは全然知りませんです。

併し、民事事件があるということは聞

○委員 検事の告訴もその年の夏に

出ているわけですね。

○證人 それは全然知りませんです。

○委員 要するに、検事の告訴が出

ておるうちに、あなたの方でも訪問し

ておるわけですね。

○證人 どこへですか。

○委員 今の検察廳の方へですね。

○證人 それが告訴が出た前後、いず

れかは知りませんが、何か浅草で探め

どが始つた当時だと思ひます。役所

へ来て、たしか三階の普通部の部屋に

いたときですが、芝山組と関根組と接

めると、ついでには自分達としては、

店商組合としての関係があるので、ど

うしても芝山を應援しなくちゃならな

い、まああいつの見得の利く人で

すから、私が出ると大事になる、何か

方法はないものでしょうかという話で

来たものであります。そのときには、

もう日本人同士で話らない喧嘩をしち

やいけなうと言つて帰したことがあり

ますが、その後は来ておりません。そ

のとき私は、土地の警察には、何か

喧嘩でも始まりそうなのを言つてい

る者もあるが、一つ十分準備して間違

いのないようという手当はいたしま

した。ところが、私自身どうして覚え

ているかという、その後それについて

何ら、うまく廻りましたとも、喧嘩

が起つたとも、不平があるとも、電話

の報告一つ受けておりません。それで

どうも後どうなつたか、外の方面から

解決をしたという話を聞いたようにな

けです。その後は検事局へ来ておりま

せん。

○委員 検察廳が手付けたのは、

二十一年の十月から十一月頃から指揮

しておるらしいですね。

○證人 私、当明普通部におつたんで

すから……。

○委員 そういうことはお耳に入る

でしょう。

○證人 全然知りませんでした。

○委員 尾津事件に手をつけておる

というところを……。

○證人 ええ。民事事件については、

ずうつと前からあるというところは聞い

ておりましたが……。

○委員 丁度その頃あなたが尾津を

訪問していらつしやるんですが。

○證人 年末にです。

○委員 あなたが丁度その頃に尾津

を訪問しておるのですね。

○證人 それは私は確信を持つて申上

げます。全然知りませんでした。当時

の私の部長は中村信敏氏だと思ひます

が、どこで誰がどう指揮されたか、全

然知りませんです。本人に会つたとき

も、全然話は出ておりません。

○委員 ああ大きな民事を取扱

う場合には、全検事が協議するのでは

ないですか。

○證人 いや、今どうなつておるか知

りませんが、私が区におつたときの経

験では、首席と次席が打合せて、大体

私三年ばかり部長をしておりまして

が、部長を呼んで、お前の方の管轄だ

が誰か適任者はないか、こういうこと

くらいで、事件があると、事件ごとに

次席と部長とが集つて、誰にやらせる

かはそこで決めて、まあ我々の仲間

で言う特命事件になつてしまつて、捜査

の機構で、はたの者には全然分りませ

んです。特に、警察から身柄付きで送

つて来る、或いは警察が端緒を得て指

揮を受けに来た、いわゆる直告事件、

そういうたようなものの指揮について

は、全然分りませんです。又お互い

に、隣の人の席でやつておることを聞

かないのを礼儀としておりましたか

ら。

○委員 そうすると、当時在動中に

おいては、尾津事件が刑事事件になつ

ておるといふことは知らなかつた。

○證人 松戸へ行つて知りました。強

制收容されて知つたのです。

○委員 それは二十二年のことです

ね。

○證人 去年の、尾津氏が松戸からこ

ちらへ帰る時分ではございせんか。

○委員 そうすると、訪問を受けた

ときも、訪問したときも、そういう話

は出なかつたのですか。

○證人 全然出ておりません。

○委員 それは間違ひない。

○證人 間違ひございせん。ただ私

証人としては事実を申上げるのです

が、尾津に關するいわゆる地上権の問

題ならば、私はむしろ本人に対して、

人様の土地の上で商賣するなというこ

とは眞向から言つておつた筈です。こ

れは本人に聞いて貰ふなり、傍で聞い

ておつた人もありますから……。本人

の主張は、新宿復興の俺は恩人だとい

うつもりでありまして、私が、私検事と

して、まあ民事のことはそう詳しくあ

りませんが、戦争ですつかり焼けて、

地上権が眠つておつて、まあ尾津氏個

人の力ではありますまい、時代の流れ

でありまして、新宿そのものが放

つたらかして置いたところ何にもな

らんから復興しよう、そこが先生の

着眼点になつて、それが新宿復興の軸

になつたといふことはありまして、

が、回復したといふ事実がある以上

で、地上権があるの、人様の土地の

上で商賣するといふことは、君達隊

業として恥ぢやないかといふことを相

當言つたつもりです。一度は僕の言分

を聞いてくれやせんかといふ自惚れ感

を持つたこともあるのです。

○委員 それはいつそういう話をし

たのです。

○證人 一番僕がしつこく言つたの

は、その僕が訪問したという前、その

半年か七、八ヶ月前です。

○委員 そうすると、民事事件が起

る前ですか。起つてからですか。

○證人 つまりどういふ訴状がどうさ

れたといふ、いわゆる確実な民事事件

ではなしに、人様の土地の上で商賣

して非難されておる、民事事件が起る

といふ、そういう常識的な意味の民

民事事件です。それが起つていたときに、

僕は出会つたときにそれをくどく申し

ました。その事實は、そうすると、誰

かが智慧をつけるのか、まあ大して民

事事件といふことを苦にしていな

うのですから、日本の裁判所は民事事

件は暇がかかるか知らないが、とにかく

はつきり黒白を付けられるぞ、人様

の土地の上で商賣が認められる世の中

ではないといふことを断言して、どう

すればよいかといふ、これは私個人の

常識論ですが、そんなに復興に力があ

つたと自惚れるなら、どつちか一角に

の間口でもいいから尾津商店というも

のを一つ持つたらどうか、それが百年

先に名前を残すゆえんではないか、今

のような四面楚歌ではじようがないと

いふことを言つた記憶があるのです。

そういうた民事事件の場合の記憶は持

つておりますが、その告訴状が出て、

刑事の捜査が開始されたといふことは

全然知りません。

○委員 そうすると、民事事件が起

る直前のようなお話ですが、そのとき

はまだ刑事事件は起るといふような予

想をしていなかったのですか。

○證人 刑事事件は後になりましたか

どうですか、何かの新聞で、これは年

末の話ですが、区長さんを訪問して、

大声を出してどうかしたとか、相手方

の代理人に罵詈雑言を吐いたという記

事を見たことがありますが、この点で

或いは我々の職業的な勘ですが、こ

ういつたきっかけで暴力団狩でもやれ

ば、刑事事件のいい端緒だといふよう

な氣がいたしました、當時むしろ中

心は民事の問題ではないかと考えまし

た。

○委員 そのときに、訪問を受けた

ときに、そういう話が出なかつたので

すか。

○證人 刑事にです。

○委員 そうです。

○證人 私は刑事事件では一回も聞い

ておりません。外の人のことも聞いて

おりません。

○委員 暴力団狩の……。

○證人 来ると、何といひますか、あ

いいう恰好で来まして、自分の何とい

いますか、商才を誇るでも申しませ

か、こゝろ行つて、ああ行つてこゝろ

ているといういふ話ばかりなんです。

今誰にどう民事をされてゐるか、ど

うされてゐるといふ愚痴は一回も聞い

ておりません。

○委員 民事事件についてあなたが

御注意になつたと同様に、刑事事件に

ついで尾津に会つたことはありませんか。

○證人 刑事事件についてはありません。それに大体松戸に行つてからは会つておりませんし、そのうち立候するだの何だのという、私としては全然反対の氣持の方にばかり行つておりますから、もうずつと誰にも会つておりません。

○委員長 街の顔役を全部検査するという指令が出た場合は、東京に見えたのですか。

○證人 街の顔役を検査するときは見えて居なかつたと思いますが、私は東京で最初どこでしたか、とにかくその前に事件が東京に出ておれば私の間違ひですが、私の記憶するところでは、むしろ東京より一步先に松戸で関根の配下を十数名逮捕しました。その方が早かつたと思つて、土地の警察は警察廳より先廻つたと言つて、讃歌を奏してジープで連れて来たことを覚えておりますがむしろ私の方が先でなかつたかと思ひます。松戸に行つてからはなかつたかと思ひます。

○委員長 その当時から大体全国的に街の顔役に対して相当検査が行われるということはあり得るのですから、何か尾津に教えてやつたようなことはありませんか。

○證人 全然ございません。専ら人様の土地の上で商賣するだけです。こゝう言つて奇異に感ぜられるかも知れませんが、私が昭和十六年九月以來東京に居りまして、まあ田舎から来たものですから、特に司法官候補、予備検査というより、私九州に居つて、生れは京都府で、育ちが九州で、東京に來ても試験のときに教えて貰つたと

が、予備検査のときに指導を受けた先輩が殆んどいないわけですが、まあ御承知だろうと思ひますが、そういうた検事局の内部にあつて一應やつたつもりなんです。張切つて、仕事の当否は別として、相当敵は作りましたが、二十年、丁度司法省が饒ける直前に地檢に入りまして、それは私同期として先ず早く地檢に入つたつもりです。それはその当時特命事件を半年やつておりまして、終戦と共に時勢になりましたが、やつて来たものが、一應松戸に轉任を受けたという事情でですね、その受ける前に、数ヶ月の間の秘密に属する捜査について私の耳に入つておりました。非常に不満のようでございますけれども、割に何といひますか、東京の検事局というところは階級というのとよりも、東京における経歴の古さとか、又やつた事件の難易ということを割に見て呉れておつた土地です。勿論級からいへば下から四五番目に過ぎませんが、お前一番古くから千葉縣に出ると言われまして、理由がそれだけならばあつたりお受けいたしましたようにいつて、半年程参つたわけでございます。ですから、今お尋ねの幹部の間で、こゝういふ捜査を今計画しておるか、或いはこの事件を誰にやらせるといふことは、残念ながら私の耳に入つておらんのです。

○委員長 要するに、尾津がたま／＼あなたを承知しておる關係上、あなたを利用しておるというやうなことはないですか。

○證人 これは饒ける前のことでございますが、一度本人に僕が申しましたときには、本人が頭を低くして、自分のところの若い者がやつたのであるから申訳ないとおしめておりましたが、何か海軍の服地の横流し事件かと思ひますが、もう今被告人の名前を主任でなかつたものですから忘れておりますが、水交社出入りの、あの辺の、田村町の向う辺にある相當古い洋服屋さん達に事件でした。割当を受けた服地の一部が流れるという事件で、可成りの人数を、私第一部の長として指揮しまして検査したことがあります。その際に被告人の或る者が、西山に砂糖をやつて運動をするのだというのを尾津が言つたので、まあよろしく頼むといふことを、私の部下の検事が何か調べ中に聞いたもので、すぐ深く事情をその主任検事に調べさせ、私自身はむしろ調べを待つて聞かずにおりました。何でもなし、何といふ名前でしたか、林とかいふ若いのがそう言つた事実があるといふので、僕はどうも言葉の筋が、尾津本人がやつたのではないだらうという氣持が少し残つておつたのです。當時の捜査の進行では、尾津本人ではないといふことになつた事件が一つござります。これは直接私が迷惑を受けた事件です。その他に……まあこれはその点で検事としての行き道に非常な悩みもありますが、あれならば知つておるから話してやらうといふ、具体的に知りませんが、多々あるのではないかと思ひます。これは私ちよい／＼と聞きますが……。

○委員長 或いは尾津があなたを利用しておるという言葉は想像できるですね。

○證人 その点全く不徳の至りですが、確かにされておると、これは具体的事実があれば、体當りで直接行きます。併し具体的にどこで誰がどうされたといふことは、今の洋服屋さんの事件だけなんです。と申しますのは、これは細かいことになつてしまつて恐縮ですが、どうしてその事件に拘わりを持つて覚えておるかといひますと、その事件の、これは本當にさつぱらんなところなんでございますが、被告人の、私直接会つておりましたが、家内か何か私の自宅を、當時麻布に住んでおりましたが、西瓜を持つて來て、子供が四つか五つで、食つていかんと母親に言われて、どうして食つていかんか、何か分らんで戸惑ひました。丁度麻布警察の裏におりましたから、すぐその捜査係に連絡をして、警察も御迷惑な話だが、これは役目のために受取を一本頂戴をして、その品物は翌日相手方と呼んで渡して受取を取つて、又返したという事実があります。その被告人の筋と、今の砂糖を呉れるといふ運動するといふのが同じ筋の被告人だつたもので、これは奴やつてゐるなといふので、相當まあ突かして見たのです。何でも當時の金で二百三百は若い者が大分取つたといふ程度のことだ、そこで出しました。

○委員長 勿論尾津から金銭的な援助を受けていらつしやることはないんですね。

○證人 ええ、絶対にございません。

○委員長 他に尋ねることは……。どうもお忙がしいところ恐れ入りました。

○證人 私決してこれ申すのではありませんので、実は検事任職中から最初頃に相當仕事を手掛けまして、具体的に名前を申し上げませんが、あの方面にも何といひますか、ページになつた人ですが、申し上げませんが、相當僕はいわゆる仕事の上の敵を持つております。併し例へば今度尾津氏が検査されたときでも、尾津がやられたならば西山危いぞという声は同僚から聞きまして、自分直接はそういうことは聞かれません。併し主任検事は誰かと言つたら高木検事だ、高木検事なら俺の同類生だし、高木に会つて、二つ西山のことを尾津に聞いて貰いたい、十日間の拘留中二日潰してもあなたから聞いて呉れ、僕から言つては弁解がましいからといふので、高木から聞いて貰つて、お前褒められておつた、褒められても困るが、利用されたのはこつちの落度だからそれは困るが、とにかく自分の立場は、そういうた私個人の口から言わざう、周囲のなから見て貰いたいと、その時から言つておつたのです。が、実は本日御承知の、私重要物資在庫一査取締の責任者として非常に多忙だつたものですが、率先飛込んで参りましたのですが、実はこの機会が欲しかつたのです。今日実は私が申上げたことに些かも附に落ちない点、或いは反対のことを申されることがありましたら、いつでもここに喚問して頂きます。私はここでなければ何でも申し上げません。外部で申上げますと男らしくない、弁解のやうに聞かれますし、それとも一言、これは檢察全体としてお願いしたいことは、テキ屋風情と検事が附合うのかといふ一つの見方があると思ひますが、私の信念で行きませんが、考えを申しますと、私の周囲には可なり來ます。今職務が全然違ひますから來ませんが、これは一つの刑事政策的意味とでも申しますか、泥棒でも強盗でも刑務所で刑を終

たといふことは、今の洋服屋さんの事件だけなんです。と申しますのは、これは細かいことになつてしまつて恐縮ですが、どうしてその事件に拘わりを持つて覚えておるかといひますと、その事件の、これは本當にさつぱらんなところなんでございますが、被告人の、私直接会つておりましたが、家内か何か私の自宅を、當時麻布に住んでおりましたが、西瓜を持つて來て、子供が四つか五つで、食つていかんと母親に言われて、どうして食つていかんか、何か分らんで戸惑ひました。丁度麻布警察の裏におりましたから、すぐその捜査係に連絡をして、警察も御迷惑な話だが、これは役目のために受取を一本頂戴をして、その品物は翌日相手方と呼んで渡して受取を取つて、又返したという事実があります。その被告人の筋と、今の砂糖を呉れるといふ運動するといふのが同じ筋の被告人だつたもので、これは奴やつてゐるなといふので、相當まあ突かして見たのです。何でも當時の金で二百三百は若い者が大分取つたといふ程度のことだ、そこで出しました。

○委員長 勿論尾津から金銭的な援助を受けていらつしやることはないんですね。

○證人 ええ、絶対にございません。

○委員長 他に尋ねることは……。どうもお忙がしいところ恐れ入りました。

○證人 私決してこれ申すのではありませんので、実は検事任職中から最初頃に相當仕事を手掛けまして、具体的に名前を申し上げませんが、あの方面にも何といひますか、ページになつた人ですが、申し上げませんが、相當僕はいわゆる仕事の上の敵を持つております。併し例へば今度尾津氏が検査されたときでも、尾津がやられたならば西山危いぞという声は同僚から聞きまして、自分直接はそういうことは聞かれません。併し主任検事は誰かと言つたら高木検事だ、高木検事なら俺の同類生だし、高木に会つて、二つ西山のことを尾津に聞いて貰いたい、十日間の拘留中二日潰してもあなたから聞いて呉れ、僕から言つては弁解がましいからといふので、高木から聞いて貰つて、お前褒められておつた、褒められても困るが、利用されたのはこつちの落度だからそれは困るが、とにかく自分の立場は、そういうた私個人の口から言わざう、周囲のなから見て貰いたいと、その時から言つておつたのです。が、実は本日御承知の、私重要物資在庫一査取締の責任者として非常に多忙だつたものですが、率先飛込んで参りましたのですが、実はこの機会が欲しかつたのです。今日実は私が申上げたことに些かも附に落ちない点、或いは反対のことを申されることがありましたら、いつでもここに喚問して頂きます。私はここでなければ何でも申し上げません。外部で申上げますと男らしくない、弁解のやうに聞かれますし、それとも一言、これは檢察全体としてお願いしたいことは、テキ屋風情と検事が附合うのかといふ一つの見方があると思ひますが、私の信念で行きませんが、考えを申しますと、私の周囲には可なり來ます。今職務が全然違ひますから來ませんが、これは一つの刑事政策的意味とでも申しますか、泥棒でも強盗でも刑務所で刑を終

か、泥棒でも強盗でも刑務所で刑を終

ども、少くとも捜査の面から申しますれば、この應急措置法の線を條文化したわけでありますから、私共は手不足ながらもとにかく何とかしてやつて行けるという確信を持つておる次第であります。

尙裁判手続の方に過ぎましては、成程一審の方は非常に鄭重になりまして、その日数は或いは今日よりも長くなるのではないかとすることは考えられるのでありますけれども、その点に面におきまして、控訴審以後の手続が従来の控訴院のような覆審制を採つておられませんので、更に同じ手続を繰返すことは必要がないというような点から、裁判所ならば高等裁判所の判事、或は検事ならば高等検察官の食糧

を配置轉換するなりいたすは勿論のこと、その外、実施の予定が來年の一日と一日としておるわけでありますから、その間におきましてできるだけの努力を拂いまして、この手続を円満にやつて行けるようにいたして行きたいと。

かように来ておる方策であります
○岡部常君 私共幾分か懸念しておりましたところではありますが、今の御説明によりまして、むしろ過去の実績はいい道を辿つておるように承知いたします

まして、甚だ心強く感ずる次第であります、ただまだ應急措置法が施行されてから年月が経たないことでありますから、恐らく試みの程度のこととが相多し、いやないかと考えるのであります。

が、その施行の間におきまして得られました経験、それはまあ十分にこれに込んであると存じますが、私共が具的に見もし聞きもし、又抽象的に考たところによりますと、警察制度が回國期的の變化を遂げまして、それ

九

よつて少くとも檢察官が何らかの影響を被つておるということは、これは勿論であると思ふのでありますが、これらにつきましてはどういうふうなお考えでありますか。又それに対して特別な警察官を設けられておられるのですか、それらの傾向はどういうふうなものであるか。そういうことを一つ承知して置きたいと思ひます。

○政府委員(木内會澤君) お答えいたします。この檢察官と司法警察官との關係におきましては、先般も御説明申し上げました通りでありまして、私共の方の考えとしては、警察制度が御承知のように非常に分化いたしましたために、警察力というものは一時以前よりは弱体化するのではないかと、そのために警察の犯罪捜査能力に非常な影響を與えるものではないかというところを、私も懸念いたしておる次第であります。そこでこれを統一し、これを活用いたしまして、治安維持の責任を負ふ中心は檢察官でなければならぬと、かように考えておる次第であります。そこで一見警察法によりまして、警察官が檢察官との關係におきまして、從來の關係よりは指揮等の關係が弱くなつたのではないかと、うな一應の懸念もあるわけでありまして、今度の訴訟法によりましては從來の指揮權とは形は多少變つておりますが、とにかく一般的指示をする司法警察職務規則をいたしまして、いゆる司法警察についていろいろの手續についての準則を定めることができることになつてゐる点は、これ亦從來と同じでありますし、そうして檢察官のみならず事件を処理する場合におきましては、警察官をその指揮下に入れ

て、これを指揮して捜査することができ、それから尙又檢察官の手に移つておらない間の場合でありまして、この分化された各警察に對しまして一般的指揮もできるということになつておりますので、見方によりましては、從來の司法警察官に對する檢察官の指揮という面は強化されたと思ふは考へておるわけでありまして、殊に從來の指揮の場合におきましては、指揮してこれに従わない、いわゆる命を受けて而も何もやらないというやうな場合におきまして、これを如何にしようかといふ点につきましては、法的の根拠が十分でなかつたのであります。ところが、今回は檢察官の指示又は指揮に従わない場合においては、罷免又は懲戒の訴追もできるというやうなことになつておりますので、實質上におきましては、司法警察職員に對する檢察官の指示又は指揮權は從來よりはより以上に効果を發揮し得ると、かように考えておるのであります。そこで、警察の分化による治安維持というやうな面から申しますれば、今回の改正法案が実施される際には、現在より以上の効果を現わし得ると、かように考えておる次第でございます。

○岡部總務 只今政府の方でお考えになつておられます新しい檢察官の陣容、官費を換へていいますれば、警察陣営を充実する大體の御構想でもありましたら、それを一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(木内會澤君) その点につきましては、未だ判然たる確信を持つて申上げる程に達しておりませんが、御承知の通り檢察官の方は早急にこれを充實することもできないのであります

るから、そこで比較的任用の資格が低くなつておられます副檢察官をできるだけ多く採用いたしまして、これを活用して行きたい。それから尙檢察事務官を一層充実させる。そうして教養訓練をいたしまして、そうして檢察官の手の足りないところをその方面で補つて行きたいと思つておるのであります。そして尙副檢察官は、現在の檢察廳法によりまして、区の仕事しかできないことになつておるのであります。ところが、今度の刑罰の改正案によりまして、簡易裁判所の管轄する事件といふものが、要するに罰金に當る罪及び罰金を選別刑にしておる犯罪でありまして、その罰金に處する場合だけの事件に限られておりました。現在は窃盜とかその他の体刑の分もその管轄になつておりますが、それが除外されることになりまして、そのために簡易裁判所の事件が管轄が狭くなるわけでありまして、従つて副檢察官の担当する仕事の範圍も狭くなりますので、これを副檢察官も地方檢察官の仕事もできるように、檢察廳法の改正をいたしたいと思ひまして、それを目下立案中でありまして、それは是非今國會中に出したいと思つておるのであります。さやうな方法を以ちまして、先ず一應人の整備を図り、そして尙先程も申しました通り、実施が明年の一月一日を目途といたしておるのでありますから、その間にしておきまして、できるだけ在野法曹からも檢察官の方に採用するように努力いたし、又檢察官の資格ある人で、現に現職に就いてない方面からも物色いたして、できるだけ人を充実いたしてやつて行きたいと、かういふ考えであります。

○岡部總務 この改正によりまして恐らく被疑者、被告人の拘留、訊問といふやうなことに若干の影響があると思ひますが、それにつきまして、そういう拘留の問題、拘留所の設備といふやうなものについては、何らかお考へがあらうかどうか、それも一言お願いいたします。

○政府委員(木内會澤君) その点については非常に心配いたしておるのであります。現在でも手一ぱいのところでありまして、この点につきましては、この行刑担当の係の方におきまして、これを充実するといふところの点を考へておりました。予算的折衝もできていることと思ひます。ただ拘束するべき者は、今度の改正案で行きますと從來よりは相當少くなると思ひますのであります。御承知の通り一審におきましては、保釈は一定の條件以外のもは全部、まあ私共が權利保釈といふ言葉を使つておられますが、保釈の請求があれば必ずこれを許可しなければならぬといふことになつております。關係上、從來のように長く拘束して置くといふ場合が非常に少くなりまして、改正案が実施されるといたしますれば、いわゆる未決拘留といふものは、まあ數的根拠はちよつと想像できませんけれども、非常に少くなるという考へを持っておるわけでありまして、

研究を要する点がある。表面には表さないが、これを運用の点で目的を達するようにする、交互訊問に近い方式を採るといふやうにおつしやいました。この点一つもつと具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(木内會澤君) この改正法案はもと／＼英米法系を土台にしてきたものであります。併しなから大陸法系にもまた非常にいい点もあつたので、要するに、英米法系を中心とし、それに大陸法系のよい所を多少織込んできたのがこの改正法案の骨子になつておるわけでありまして、公判廷の審問の方法といたしまして、いわゆる純然たる英米の交互訊問制を採るかどうかといふことにつきましていろいろ論議があつたわけでありまして、ところが、交互訊問制のみといふことになりまして、大體御承知の通り英米の形式では、最初先ずアレイメントの制度を採る、これは先般申し上げました通り、憲法上のいわゆる自由の問題とは違ふけれども、甚だその点について疑問の点もありましたので、さういふ制度を採らないことにして、それから尙裁判所が被告人又は弁護人とそれから檢察官側との交互訊問のみに委せまして、裁判所がただそれを判定することに委せて置くといふことは、やはり眞実発見の上から行きまして、どうかという疑問もありましたので、むしろやはり審問の形式は裁判所が先ず訊問しまして、そしてそれから後に一種の交互訊問の形で、これは純粹の交互訊問といふことになりまして、か問題であります。要するに、從來の補充訊問の形より一歩進めた強い形で、交互訊問制に類似の方法で双方が

訊問するといふ形で行つた方が、よりりまするが、裁判所としてはまだ結論は無い切れんといふことを伺つておるすけれども、多少その精神を織込んだ

ましては、警察官をその指揮下に入れ
充員することもできないのであります

ります。

す。先日の御説明によりますと、尙
で、交互訪問制に類似の方法で双方が

訪問するという形で行った方が、より
以上に眞実発見の上によいのではない
かというので、こういう純然たる英米
法式のものを採らなかつたわけであり
ます。

アレイメントの点について私が申し
た趣旨が十分徹底しなかつたかと思ひ
ますから、足りなかつた点をちよつと
補充申上げたいのです。結局アレイメ
ントは今日憲法違反の疑が多分にある
というので採らなかつたわけでありま
す。

○委員(伊藤修君) それから先程岡
部さんが御質問中に、檢察廳と警察と
は拘留關係はいずれも現在は賄える見
通しがあるという御説明がありました
が、裁判所に關係して現在の判事の陣
容で賄えるかどうか、若し賄えないと
すれば、どれだけの数を殖やさなけれ
ばならないか。又その数は賄えるかど
うか。そうして本法の施行によつてど
のくらい予算が要るかという点を御説
明願ひたいと思ひます。

○政府委員(木内實益君) 裁判所の陣
容の問題でございますが、これはなか
なか私もむずかしい問題だと思ひので
あります。それで、私共の方として
は、とにかく裁判所の方に折衝いたし
まして、先程申しました通りこの刑事
訴訟法というものは憲法附屬の最も大
事な法典であり、一日も早く実施すべ
きものと考えますので、檢察官側と同
様の意味におきまして、一つ仮に……
人手が現在のままでは不足いたしてお
ることは勿論でありますけれども、
も、そこを一つ何とかしてやつて頂け
るように折衝いたしておる次第であり
ます。裁判所の方におきましてもこれ
についていろいろ意見もあるようであ

ります。が、裁判所としてはまだ結論
に達していないという状態でありまし
て、私共の方も折衝して、何とかし
て、とにかくこれを動かし得るように
交渉をして努力したいと思つておる次
第であります。

○委員(伊藤修君) それは抽象的な
御議論で、實際運用する上において人
が足りなかつたらできないことになる
んじゃないか、聞くところによると、
千名以上の補充がなければ到底運用が
できないというのを聞いておりま
す。若しそうだとすれば、この施行期
間です、本年一ぱい、いわゆる來年
の一月一日から施行する場合におい
て、この運用ができるかどうかという
重大な問題に達するんですが、それ
を明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(木内實益君) それでは、私
共の方といたしましては、成る程一審
につきましては、從來より手数が掛か
るが、控訴審等においては、もう殆ん
ど、殆んど言つてはおかしうござい
ますが、書面審理の場合がまあ多いの
ではないかと思はれる。で、殊に、更
に取調べの必要がある場合において
は、原判決を破棄して、一審裁判所に
差戻す、差戻した場合におきまして
は、第一審と同じように、最初から全
部を取調べるわけではなくて、そう
して破棄した点についてのみ、審理を
するわけでありますから、全体とい
たしましてはそう私共は仕事が煩雜に
なつて参るとか、又何倍も人を殖やさ
なければやれないというふうなもの
ではないのではないかと、がように思つ
ておる次第であります。

○委員(伊藤修君) 現在の制度で
は、到底これが本年だけの猶予期間で
は賄ひ切れんということを伺つておる
のであります。それが賄えるという
御確信ですか。

○政府委員(木内實益君) 私共といた
しましては、これはとにかく何として
賄つて行かなければならんと、かよ
うに思つておる次第であります。

○委員(伊藤修君) 御希望はそうで
あるが、人の問題であるから、その人
が、そう無暗やたらに採用できるわけ
でない、陣容がそれだけで整えられる
かどうかというのを聞いています。確
信を伺つています。それと、施行期日の
問題に達しているわけですか。

○政府委員(木内實益君) これは、一
つ問題は裁判所の問題でございまし
て、私共の方で直接どうしろ、あとし
るということと言えない立場でありま
すけれども、そこは一つ裁判所と協議
しまして、とにかく何とかやり得ると
ころまで持つて行くというように、私
共は考へておるわけであります。

○委員(伊藤修君) その具體的の、
責任のある御答弁を後日に一つお願い
することにいたします。

○政府委員(木内實益君) ちよつと連
記を止めて頂きたい。

○委員(伊藤修君) 速記中止。

○委員(伊藤修君) 速記を始めて。
○宮城タマヨ君 ちよつとお伺いた
しますが、新しい憲法の下に改正さ
れました今度の刑事訴訟法で、妊娠い
たしました婦人や、それから出産前後
の婦人、それから生れた子供の取扱な
どにつきまして、何か新しいものがど
どこかに織込まれておりましようかと
いうことをお伺ひたい。やはり
新しい憲法の下に制定されました兒

童福祉法では、すべての子供は身心共
に健全に生まれなければならない
し、生れた子供は健全に育てられなけ
ればならない。そうしてすべての子供
は等しくその生活を保障され、愛護さ
れなければならないということが兒童
福祉法の第一章の冒頭に謳われており
ますのでございませう。こういう意味か
ら言つて、この兒童福祉法と脱み合せ
て、何か從來のものゝ變つた点がござ
いませうか。又變つた考えを織込ま
れておるかという質問でございま
す。第四百七十九條以下四百八十三條
までのところに、ちよつとこの問題に
触れて條文がありますけれども、それ
を見ますと、從來のものと余り變つて
いないように思つておりますが、どこ
かにそういう氣持が織込まれてござい
ませうか。

○政府委員(國樂榮君) お答えいたし
ます。御指摘になりました問題につ
きましては、特に新しく刑事訴訟法に
それを規定したという点はございませ
んでございませうが、御指摘になりま
したように、七百四十九條以下におき
ましての運用の問題におきまして、その
精神は十分に採入れるつもりでござい
ますし、又保釈等の運用、勾留、執行等
の問題につきましても同様な運用の仕
方をしたいと考へておりますのと、も
う一つ、この点は多少直接ではござい
ませぬけれども、特に新しく身体檢
査令状というものを考へまして、殊に
懐胎している婦人の身体検査につ
きまして、そればかりではございませぬ
けれども、身体検査につきましては、
訴訟法の建前から申しまして、十分な
法の手当を加えて行こうというように
考へまして、この点は間接ではありま

すけれども、多少その精神を織込んだ
規定かと考へております。その外に現
行刑訴と比して、取立てで新らしく
その点を考慮いたしまして變つたとい
う規定は実はございませぬ。

○中村正雄君 現在の訴訟法の大體大
陸法系のものゝ英米法に改正移行を
いたしてゐるわけでありませうが、特
に準備があるかないか分りませうが、お
尋ねしたいと思ひますのは、英米法と
大陸法との中で、刑事訴訟法の基本的
行動に關しまして、どういふ趣旨を没
却し、どういふ趣旨を採入れたか、又
それはどういふ條文であるというふう
に、何か体系付けられたものがありま
すればお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(國樂榮君) 只今の御質問
にお答えいたしますが、提案理由で御
説明申しましたように、本法案は憲法
を實施いたしますために當然に英米法
的な考へ方を入れなければならなかつ
たのであります。そして、憲法の英
施を忠実にいたしますために英米法的
の觀念を採入れて参つたのであります
が、そして現行刑訴にありませうな
從來の大陸法的な思想を調和させまし
て、新らしいここに刑訴を作つたのだ
というように御説明申上げたと思つて
おりますが、然らば、それはどこが
どういふふうにと、ここを直ちに御指
摘申上げるとは実は甚だ混み入つて
おりまして困難と存じますが、その点
につきましては、後程詳細に、どの点
がどうだという点を調査いたしまし
て、そして書物にいたしましてお答え
いたしたいと思ひますが、如何でござ
いませうか。

○中村正雄君 次に警察官と檢察官と
の關係についてちよつとお尋ねいたし

ます。今度の警察法によりますと、警察官自体が一つの捜査主体となつておる、今までのような検事の補助機関でない、こういう点が新しい刑事訴訟法の改正案にも謳われておりますが、ただ改正案を見てみますと、捜査主体の第一線が警察官にあつて、検察官の方は何か後方に廻つてゐるというような感じがするのです。と申しますのは、現行の二百四十六條に行きまして「検事犯罪アリト思料スルトキハ犯人及証人ヲ捜査スヘシ」とありますが、改正法によりますと、百八十九條で「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証人を捜査するものとする」とございまして、百九十一條で「検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができると」と、こういうふうになつてゐるわけなんです。従つて検察官と警察官とはおのづから犯罪捜査につきまして主体が違ふ。そして今度の改正法によりますと、警察官が犯罪の捜査の場合第一線に居つて、検事は何か後の方に後退してゐるのではないかと、この感じがするわけですが、この点につきましてどう御見解をお聞かせたい。

○政府委員(岡宗義君) お答えいたします。警察法が施行されて、又従来の警察官が検事の補佐又は補助としての捜査機関という建前を止めまして、独立の捜査主体であるという建前を警察法は採つて参りました。で、警察法の建前と刑事訴訟法の建前とを合せますために、同時に又これは國家の一つの犯罪捜査の機関の機構の作り方でありまして、これが従来の検察官を主体といたします捜査の建前を止め

まして、ここで改めて警察官独立の捜査権限を刑事訴訟においても認めることにいたしましたのでありますが、お説の通りに警察官自体、これは犯罪捜査、これは警察官として警察本来の任務としてやらなければならぬものであると考へております。検察官は、検察官も犯罪捜査をするのでありますけれども、併し検察官といひましては犯罪捜査は公訴の維持並びにその遂行ということの前提の段階に相成りますので、今後検察官のあり方といひましては、公訴の維持とその遂行ということが基本的なものになるかと考へまして、そういう考へ方からこの百九十一條に「必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができると」という規定を設けたのであります。これは従来の検察官が犯罪捜査の主体となつてゐるという、司法警察官は特権を保持してゐるから、これを手足として捜査ができたのでありますけれども、警察官が今後独立して主体になつておられます、検察官はこれを手足のごとく使うこともできないのであります。従ひまして、検察官みずから犯罪捜査をするという場合は極めて稀な場合であります。いずれも検察事務官を使い、或いは警察官を使つてやるのが捜査の通常の事例であります。そこで、この法律の建前から申しますと、犯罪がありますその捜査の第一の責任を持つておられます者は、これは司法警察職員である、それから検事は補充的に、第二次的に捜査がみずからできる、こういう規定を設けたのであります。ただこれは捜査の關係だけであるのであります、その捜査の今度は具体的な警察官と検事との關係を、

指揮或いは指示という關係になります。と、百九十三條の規定によりまして行い得られるわけでありまして、検察官が現行刑事訴訟法に於いて、この捜査の面におきまして補充的な或いは第二次的な捜査の主体であるということになりまして、これは、大きな変革だらうと考へております。

○中村正雄君 次に今に關連してあります。百九十三條によりまして、検察官の指示権なり、指揮権なり、或いは司法警察に對するものでありますが、これは載つておりますが、これからのいふこと、いわゆる犯罪捜査の實際の運用であります。司法警察職員が大体第一線に立つ、第一次的にやつて、検察官は第二次的、こうなつておられますと、實際問題として、司法警察官が犯罪捜査をやる場合において、検事の指揮を受ける。百九十三條は、検事の方から一般的な指示なり、或いは特定の場合作る指揮権を認めておられますが、司法警察職員の方から検事に對して指揮を求めるといふことはあります。どうですか。

○政府委員(岡宗義君) 法律の建前から申しますと、犯罪捜査を警察官がする場合に、検事の指揮を求めずとも、検事にやり得るものであります。事實上は、検察官にその指揮を求めることがあろうかと存じます。この百九十三條によりまして、御承知の通りに「その捜査に關し、必要な一般的な指示をするに及ぶことができる」と、こうなつておられます。この場合に於ける一般的な指示は、公訴を執行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定める、例えて申しますと、この一般的な規定、司法警察官職務規範と

いうようなものを警察官が定めまして、そして犯罪捜査については重要な事項の基準を定めることができるとし、それから更に「捜査の協力を求めるため必要な一般的な指揮」と、非常に分りにくい文字で書いてありますが、これは各自自治個々に分れました警察相互間、それらの力を調整いたしました。検事が、例えば檢察側といひましては、一般的な魚の全國的な一斉取締をしたい、検事をしたいという場合におきまして、その検挙方針の企画を定めまして、これによりまして、各個々に分れた警察がそれに協力すること、これを指揮することができるといふ一つのものを設けて、更に檢察官がみずから犯罪を捜査する場合に司法警察職員を指揮することができると。これが本來の個々の具体的な指揮でありまして、百九十一條の關連から申しまして、檢察官がみずから犯罪を捜査する場合に、これは具体的な指揮ができてゐるの、指揮しました場合には、警察官はその限りに於いて檢察官の指揮を求めて動かなければならぬ。併し一般的には警察官が指揮を求めて來なくても、独自にやれることになつておるわけでありまして。

○鬼丸義雄君 私は数項に亘つて疑問を伺いたいと思つておられますが、取敢えず最も重要なことかと思ひます。これは、控訴審における覆審制度を止めた点であります。第一審判決が不当であるということが、控訴審において認められし結果、第一審判決を破棄して原審に差戻すことになつたやうであります。が、原審差戻した場合において、原裁判所に差戻す場合と、同等なる他の裁判所に差戻す場合と

二様あり得るやうに思ひますが、それはどういふ点を根據にして區別されるのであります。その点を先ず伺いたしたいと思います。

○政府委員(岡宗義君) お答えいたします。その点は現行法が、この破棄差戻しをやりまして場合に同様な規定があるのであります。それは原裁判所に差戻した場合に、原裁判所が控訴裁判所の考へておるやうな妥協な裁判をすることができないというやうな事情を考へられる場合におきまして、これを同等の他の裁判所に差戻す、こういう趣旨で、他の裁判所も現行法と同じやうに入れて置いた次第でございます。

○鬼丸義雄君 申すまでもなく裁判所の司法権の独立と申しまして、裁判官はその良心に従つて公正妥協な判決をするのであります。些かでも他の制約等が加はつたならば、直ちに裁判官の自由意思の制約を受けることになると思ひます。若し第一審裁判の判決をいたしますには、言ひまでもなく第一審裁判官としては、良心に従つて正しく裁判をしたことと思ひます。それがよくない、不当であるといふことで控訴審で原判決を破棄された場合に、そういう裁判をしていけないからといふ理由によつて破棄差戻しをしますといふと、直ちにこれは司法権の独立に觸れることになると思ひます。只今政府委員の答弁に従ひますと、原裁判所に差戻すことが適當でない場合に同等の他の裁判所に差戻す、こういう御答弁でございますが、この点は非常に重要な点でないかと思ひます。司法権の獨立に對する大きな制約を與えることになつたのではないと思ひますが、ただ現行

法がそういうふうになつておるから

と、この点につきまして上級審の判断

少くも私は本案に對する判断は、

獨断力によつて、これらの範圍において

まする点であります。この場合に

主体、といったしする捜査の進行を止め

は具体的な警察官と検事との関係を、

一般的な規定、司法警察官職務規範と

と、同等なる他の裁判所に送る場合と

のではないかと考えますが、ただ現行

法がそういうふうになつておるからそれ
で以てよろしいのだ、現行法におき
ましては、上告裁判所の場合において
原判決を破棄して、原審裁判へ差戻す
ということもあり得ますが、これは大
体において法律上の違反に基づく場合
が多いのです。ところが控訴の場合にお
きましては、覆審ではないにいたしま
しても、とにかく廣き範囲において原
審裁判の適当ならざる場合にはこれを
破棄して、最後の審判を第一審におい
て行わしめる趣旨であらうと思いま
す。そういうことになりまうという
と、何らかのそこに規定を以てむし
この原裁判所に差戻すということとは適
当ではないのではないかと考えます
が、その点どうでありますか。ただ
現行刑事訴訟法において、上告審の場
合における差戻しの規定があるから、
それにただ附けたのだということだけ
では甚だ不安だと思ひます。非常な司
法権に對します一つの大きな制約を
加えるようになりまうから、この
点は、若しこの原審裁判所に差戻すべ
からざる新しい規定をなす、その間
の區別というものは、そういう曖昧な
規定では如何かと思ひます。その
点どうでありますか。重ねて伺いた
いと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) お答えいたし
ます。御説の通りに、この裁判の獨立
という問題につきまして十分慎重に考
慮しなければならぬことは、私も当然
だと思つております。従ひまして、
裁判所の判断に對しますところのこ
れを要改訂いたしますのは、これは上級
審によるところの裁判によつてやらな
ければならぬものだと思つておりま
す。で、裁判所法の第四條によりま

と、この点につきまして上級審の判断
が下級審を覆束するような規定がご
ざいます。従つて只今御指摘になりま
したように、破棄する場合に、原裁判
所に差戻さず、他の裁判所にこれを
やるということにつきまして、何らの
規定がないという点で非常に御懸念で
ございますけれども、上級裁判所はそ
の点につきまして、十分な判断を加え
まして、そうして原裁判所に差戻すよ
りも他の裁判所に差戻した方が妥當だ
と、この裁判所は判断するのじやない
かと考えております。この点は上級裁
判所の自由なる判断に信頼を置いて
いいのではないかと、かように考えてお
る次第でございます。

○鬼丸義壽君 私、質問の趣旨が徹底
しないかも知れませんが、現在
の上級裁判所、下級裁判所を覆束いた
します場合の規定、或いは又現在の破
棄によりまう差戻しの規定は概して
上告審でありまして、上告審或いは管
轄違ひという本案自体に關します判断
は殆んどなく、この場合におきまして
は本案に關することになるのじやない
かと思ひます。少くとも裁判所は、第
一審裁判においては、その良心の命ず
るところに従つて、本裁判はかく裁判
せねばならぬということにして判決し
たのであります。それが控訴審の眼
から見るならば適當でない、こ

少くも私は本案に對します判断は、
司法権獨立を確保いたします上にお
いて、たとえ上級審が下級審を覆束す
るといたしましても、これは制度の上
においてむしろ私は禁じて置くことの方
が、少くとも司法権獨立に對します
趣旨に適うのじやないか、かように思
うのであります。例えば第一審裁判に
おいて、かくの程度において本件
を処分すると仮にいたしました、被告
人が不服なりとして控訴し、控訴審に
おいて審理の結果、原判決は被告人の
場合不當なるが故に原裁判はこれを
破棄して、原裁判所に差戻すと、こ
う仮にいたしますならば、正しいものな
りと信じて判決したものが、人の見る
ところによつて違つております。な
らば、第二回目の裁判というものは、本
人いゝゆる裁判官みずから信じたこ
ころとは違つた結果になるのでありま
す。これは私は裁判の上において一番
大切な点ではないかと思ひます。あり
ます。覆審制度を廢止しまして、一審中
心の裁判となるからにおきましては、
一段とこの点を私は考慮して立法しな
ければならぬものと思ひまして只今伺
つたのであります。お考えのごとき
御答弁でよろしいかと、かを重ねてお
伺ひいたします。

○政府委員(國宗榮君) 誠に御尤もな
御質問だと思ひます。併し、例えば本
案につきまして量刑の問題、或いは事
實の認定の問題につきまして、控訴審
が原審の裁判に對して、それは不當で
あるとして破棄いたします場合に、原
審はこれを正當なりと信じてやつたも
のにつきまして、原裁判所にこれを差
戻しまして、原裁判所に更に上級審の

覆束力によつて、この範圍において
裁判をさせるということが非常に困難
を見られる場合もあるかと思ひます
あります。従ひまして、そういう場合
を予想いたしましたして、他の裁判所に
これを移送いたしましたして、差戻しま
して、そうして新たな裁判官により
まして相當の裁判所で審判をする、か
ようにいたしました。御質問のよう
な御懸念は、これは解消しないものと
私も思ひますけれども、併し仮に控訴
審を覆審といたしました場合ににおき
まして、原審の判断を、控訴審におき
まして、刑の点或いは事實の認定の点
において変更する場合もあるものであ
ります。この場合は、覆審の場合はそのま
まに控訴審において判決を下しまして、原
審を覆えて参りますが、今度の控訴審
におきましては、事實の問題に關しま
しても、或いは刑の問題に關しまして
も、破棄いたしましたして差戻す場合が
あるのであります。只今御質問のあ
りましては非常に御心配の点も、私共
としてはあると存するのであります。け
れども、その場合は控訴裁判所が原審
においてやるのが非常に不當だ、又
原審をこれによつて覆束する、原審の
裁判官の心情を覆束して行くのは穩當
でないと考えました場合は、他の裁判
所に移送した方がよいのではないかと、
さうに考えております。

○鬼丸義壽君 控訴審のいゝゆる判決
範圍をそこまで極めて置かなければな
らん理由があるであらうでしょうか。現
行の規定の上から行きますと、破棄、
原審差戻しといふのは、先程も申し上げ
した通りに、量刑の点も勿論含まれて
おりますけれども、著しき誤認がなけ
れば、その他はすべて法律解釈に對し

まする点であります。この場合には事
實の認定から量刑に至りますまで、
一切合切挙げて破棄の理由となるの
でありますから、その場合にむしろ私
は法律上の解釈に基づく点、いゝゆる違
法の点、或いは又管轄違ひという本案
自体に係らざる場合においては、概し
て私は原審裁判所に送らず、他の裁判
所に送ることの方が、司法権の本當の
自由意思に基づく裁判を受け得られる立
法となるのじやないか。立法上の点で
ありますから。併しながら、控
訴審のどの裁判所に差戻すかを判定せ
しむるには、それだけの理由を控訴審
に與えることが必要だという理由が特
にあるであらうでしょうか。その点を伺
いたいと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) 考へるの点
も、これは考へられる問題と私は考へ
るのであります。併し、この点につ
きましては、実はこの量刑の点或いは
事實の誤認の点に關しまして、控訴審
におきましてもみずから判決すること
ができる場合もあるものであります。か
ら、直ちに控訴審におきましてみずか
ら判決が熟した場合には判決をする場
合があるものであります。併しながら、
例えば原審におきまして、この点の証
人を取調べたならば、更にこの事態の
明確を得て、そうして量刑その他には
つきりした点が出て来るのではない
か、かような点になりまして、控訴審
で直ちに判決できないという場合に、
そういう点に關しまして破棄して、
原審に差戻しまして、その点の調べを
取りまして、更に原審の判決をする
という。これも私は考へられると思ひ
ます。お説のように法令に違反し
た場合、或いは管轄違ひの場合とい

う、本案の裁判に係らないものだけに
つきまして、破棄の理由を制限する必
要もなからうかと考えております。併
し御懸念の点は十分あると思ひますの
で、この点につきましては成るべく考
慮したいと思ひます。

○鬼丸義賢君 私はこの際政府にお願
いしたいと思ひますのは、從來刑
事訴訟法があります。現行刑事訴訟法
に基きます場合において、裁判所に
対する忌避の申立てです。これは現行刑
事訴訟法が施行以來、一体今日までの
間において裁判所が忌避の申立てを認容
したるような事実があるかどうか、こ
の点を先ず伺いたい。

○政府委員(岡宗義君) その点につき
ましてはちよつと私はつきり記憶して
おりませんが、これは後程調べてから
でよろしくございましょうか。

○鬼丸義賢君 それではこの際刑事訴
訟法施行以來今日までにおける忌
避の申立ての件数、その申立に対する結
果についての統計を一つ提出して頂き
たい。

○委員長(伊藤修君) 政府委員にお願
いして置きますが、只今鬼丸委員の御
要求になりました資料の御提出をお願
いいたします。

○鬼丸義賢君 尙回避の事件ありや否
やといふことについて、若しあればそ
の件数についての資料を提出して頂き
たいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 併せて回避の件
数についても調査資料を御提出願いた
いと思ひます。速記の関係があります
ので、他の委員会で速記を待つておる
関係がありますから、一般質問は大体
この程度にいたしまして、大回りは月曜
から逢條審議に入りたいと思ひます。

明日は裁判官の報酬並びに檢察官の報
酬に関する法案の審議をいたしたいと
思ひます。本日はこれを以て散会いた
します。

午後三時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
委員 中村 正雄君
水久保善作君
池田七郎兵衛君
鬼丸 義賢君
前之園喜一郎君
宮城タマヨ君
星野 芳樹君
西田 天香君
遠山 丙市君

政府委員

檢察長官 木内 曾益君
法務廳事務官 國宗 榮君
(檢察局長)

裁判官の刑事事件不当処理等
に関する調査分担表

一、眞木康年ケース 民一、社一、
自一、緑二 佐藤参事

鬼丸 義賢委員(民)
大野 幸一委員(社)
大野木秀次郎委員(自)
松井 道夫委員(緑)
宮城タマヨ委員(緑)

二、蜂須賀ケース 民一、社一、自
一、緑一、無一 泉調査員

鈴木 安孝委員(自)
齋 武雄委員(社)
池田七郎兵衛委員(民)
宇都宮 登委員(緑)
小川 友三委員(無)

三、青木周二ケース 民一、社一、
自一、緑一、無一 菊井参事

岡部 常委員(緑)
前之園喜一郎委員(民)

水久保善作委員(自)
中村 正雄委員(社)
西田 天香委員(無)
四、資格審査不実記載 社一、緑二、
無一、自一 伊藤調査員

伊藤 修委員(社)
來馬 琢道委員(緑)
遠山 丙市委員(自)
星野 芳樹委員(無)
松村眞一郎 (緑)